

青農水第116号
青整企第21号
平成23年4月25日

社団法人青森県建設業協会
会長 杉山東幹 殿

青森県農林水産部長

青森県県土整備部長



「東日本大震災」に係る県発注工事における緊急雇用対策について

平素より県行政に格別の御高配を賜り、心より感謝申し上げます。

県では、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による被災者に対し、農林水産部及び県土整備部が連携し、県発注工事において緊急雇用対策を実施することとしました。

貴協会員の皆様におかれましては、長引く景気低迷や公共投資の減少、更には先般発生した東日本大震災の影響等、厳しい経営状況にあることは十分認識しているところですが、公共工事が地域の雇用を支える重要な役割を担っていることを御理解いただき、県発注工事において、被災者を積極的に雇用していただくよう要請いたします。

当該対策は、県発注工事における工事成績評定及び総合評価競争入札の際に、被災者の雇用を評価することにより、工事請負者に対し被災者の雇用を促し、被災者の生活再建を支援するものです。

つきましては、当該対策について貴協会員へ周知して下さるようお願い申し上げます。

記

1 雇用対象工事

県農林水産部及び県土整備部が所管する発注済み及び平成25年3月31日までに発注する工事を対象とする。

※ 復興状況により、対策期間の延長を検討。

2 雇用対象者

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による被災者

※ 県内・県外在住を問わず対象。

3 雇用を行った工事請負者への優遇措置

雇用対象者について新規雇用し、1ヶ月間以上の雇用実績があった場合は、工事成績評定及び総合評価競争入札において評価対象とする。

4 添付資料

別紙1 県発注工事における緊急雇用対策について

担 当		
担当課	農林水産政策課	整備企画課
担当者	経理G村上主事	企画・指導調査G工藤主幹
TEL	直通：017-734-9460 内線：3233	直通：017-734-9644 内線：4253

建設業者各位

県発注工事における緊急雇用対策について
(「離職者」、「猛暑によるホタテ・米被災者」、「東日本大震災による被災者」)

青森県では、景気後退、雇用情勢悪化に伴う「離職者」及び平成22年夏の記録的な猛暑の影響により被害を受けた「ホタテ養殖業関係者・米生産農家」を対象に緊急雇用対策を実施してきましたが、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による被災者(以下、「震災被災者」という。)に対しても同様に実施することとしました。

つきましては、県発注工事において被災者を積極的に雇用していただくよう協力要請致します。
なお、受注工事における雇用にあたっては、以下のことに留意願います。

1 雇用対象工事

県農林水産部及び県土整備部が所管する下記工事を対象とする。

- (1) 離職者 --- 発注済み及び今後発注する工事(※雇用情勢が回復するまでの当面の措置として実施)
- (2) 被災者
 - ア ホタテ養殖業関係者 --- 発注済み及び平成24年3月31日までに発注する工事
 - イ 米生産農家 --- 発注済み及び平成23年3月31日までに発注する工事
 - ウ 震災被災者 --- 発注済み及び平成25年3月31日までに発注する工事

2 雇用対象者

- (1) 離職者 --- 景気後退、雇用情勢悪化に伴う「離職者」
 - (2) 被災者
 - ア 猛暑によるホタテ・米被災者
 - (ア) 平成22年夏の猛暑により「ホタテの大量へい死」及び「米の収量等低下」の被害を受けたホタテ養殖業者・米生産農家
 - (イ) (ア)の経営者及びホタテの加工業者に作業員等として雇用されていた関係者のうち、経営者の収益減等により就業先を失った者
 - (ウ) (ア)及び(イ)の対象者と生計を共にする者
 - イ 「東日本大震災」による被災者
 - 県内・県外在住を問わず、震災で被害を受けた次の者を対象とする。
 - (ア) 震災の被害を受けた方(事業主を含む)
 - (イ) 震災の被害を受けた事業主から解雇又は休職させられた方
 - (ウ) (ア)及び(イ)の対象者と生計を共にしている方
- ※ 被災についての証明として、「罹災証明書」、「被害届出証明書」、「離職等理由証明書」等の提出が必要。

3 雇用方法**(1) 離職者(従来どおり)**

ア 工事請負者がハローワークに求人の申し込みをします。(今回の求人が新規の場合は、ハローワークに対して事業者登録が必要となります。)

- イ 求職者から工事請負者に対し、ハローワークで発行する「紹介状Ⅰ及び採否通知書」が提出されるので、採否通知書に所要事項を記入の上、求職者及びハローワークに通知します。
- ウ 工事請負者は雇用者報告書（様式1）、「紹介状Ⅰ及び採否通知書」の写し及び必要書類（雇用期間が確認できる出勤簿等）を発注機関に提出することにより、雇用実績を報告します。

(2) 猛暑によるホタテ及び米被災者（従来どおり）、震災被災者（今回追加）

- ア 受注した工事で、猛暑被害を受けたホタテ養殖業関係者及び震災被災者に係る雇用予定がある場合、(1)と同様にハローワークへ求人の申し込みをします。

※ 米生産農家についての新規雇用は、平成23年3月31日で終了

注意事項 ハローワークへ求人の申し込みをする際には、猛暑被災者・震災被災者に係る求人か、それ以外の求人かをハローワークの職員へ伝えて下さい。

- イ 求職者は、「紹介状Ⅰ及び採否通知書」とともに、猛暑被害及び震災被害にあった旨を市町村が証明する「罹災証明書」（又は「被害届出証明書」）、猛暑被害及び震災被害を受けた事業主が求職者を雇用出来ない旨を証明する「離職等理由証明書（様式3）」を工事請負者に提出します（証明書類は、求職者により異なる）。

(ア) 猛暑によるホタテ被災者

- ① ホタテ養殖業の方及び生計を共にしている方 --- 「罹災証明書」
- ② ホタテ養殖業者に雇用されていた作業員の方及び生計を共にしている方
---- 「罹災証明書」及び「離職等理由証明書」
- ③ ホタテ加工業者に雇用されていた作業員の方及び生計を共にしている方 --- 「離職等理由証明書」

(イ) 「東日本大震災」による被災者

- ① 震災の被害を受けた方（事業主を含む）及び生計共にしている方
---- 「罹災証明書」（又は「被害届出証明書」）
- ② 震災の被害を受けた事業主から解雇又は休職させられた方及び生計を共にしている方
---- 「罹災証明書」（又は「被害届出証明書」）及び「離職等理由証明書」

- ウ 工事請負者は、上記証明書で求職者が被害にあったかどうかを確認するとともに、採用の適否を決定してください。

- エ 工事請負者は雇用者報告書（様式1）、「紹介状Ⅰ及び採否通知書」の写し及び必要書類（雇用期間が確認できる出勤簿、罹災証明書等）を発注機関に提出することにより、雇用実績を報告します。

4 雇用を行った工事請負者への優遇措置

雇用対象者について新規雇用し、1ヶ月間以上の雇用実績があった場合は、下記のとおり、工事成績評定及び総合評価競争入札において評価対象とする。

※1ヶ月以上の雇用とは、累計22日以上雇用実績とします。

(1) 工事成績評定の評価

対象工事において雇用実績があった場合は、当該工事の工事成績評定において「地域への貢献度」の「その他」の項目に該当するものとして取り扱う。

<地域への貢献度>

- | |
|---|
| ■ その他
(理由：緊急雇用対策を推進するため、「離職者」、「猛暑被災者」、「震災被災者」○名を雇用した。) |
|---|

(2) 総合評価競争入札での加点

総合評価競争入札への入札参加業者に雇用実績があった場合は、技術力評価の「地域貢献」の項目で加点する。

＜技術力評価＞				
	評価項目	評価基準	配点	得点
地域貢献	緊急雇用対策（離職者）の雇用実績	1ヶ月以上雇用期間の人数が3人以上（※）	2.0	/2.0
		1ヶ月以上雇用期間の人数が1～2人	1.0	
		上記以外	0.0	
	緊急雇用対策（被災者）の雇用実績	1ヶ月以上雇用期間の人数が3人以上（※）	2.0	/2.0
		1ヶ月以上雇用期間の人数が1～2人	1.0	
		上記以外	0.0	

※ 緊急雇用対策における1ヶ月以上雇用期間とは、新規に雇用された社員の雇用期間とする。

※ 被災者とは、平成22年夏の「猛暑によるホタテ・米被災者」及び平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による被災者をいう。

5 雇用の開始日及び雇用実績

(1) 離職者

平成21年1月15日以降に新規雇用したものを対象とし、1ヶ月以上雇用した場合に雇用実績とする。

(2) 被災者

下記期間に新規雇用したものを対象とし、1ヶ月間以上雇用した場合に雇用実績とする。

- ア ホタテ養殖業関係者 --- 平成22年10月15日～平成24年3月31日まで
- イ 米生産農家 --- 平成22年10月15日～平成23年3月31日まで
- ウ 震災被災者 --- 平成23年 3月11日～平成25年3月31日まで

6 雇用実績の評価

(1) 工事成績評定への適用

対象工事において雇用実績があった場合は、当該工事の工事成績評定において評価する。

- ア 離職者 --- 平成21年1月15日以降に完成した工事を対象とする。
- イ 猛暑によるホタテ・米被災者 --- 平成23年2月1日以降に完成した工事を対象とする。
- ウ 震災被災者 --- 平成23年5月9日以降に完成した工事を対象とする。

(2) 総合評価競争入札への適用

雇用実績は、雇用の最終日（「雇用者報告書（様式1）」）から6ヶ月間有効とし、総合評価競争入札への適用日は下記のとおりとする。

ア 離職者

平成21年2月15日以降入札公告の工事を対象とする。

イ 被災者

(ア) 猛暑によるホタテ・米被災者

平成23年2月1日以降入札公告の工事を対象とする。なお、平成23年1月31日以前が最終日となる雇用実績は、平成23年2月1日から平成23年7月31日までの6ヶ月間有効とする。

(イ) 震災被災者

平成23年5月9日以降入札公告の工事を対象とします。なお、平成23年5月8日以前が最終日となる雇用実績は、平成23年5月9日から平成23年11月8日までの6ヶ月間有効とする。